

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
<p>第2章 工事現場管理 等安全管理 p.5</p>	<p>2-3-3 道路標識などの設置</p> <p>1) 請負人は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。</p> <p>① 一般交通の用に供している道路工事の場合は、札幌市下水道設計標準図「保安施設標準図(参考図)」に従うとともに、札幌市土木工事共通仕様書「Ⅲ付表(参考資料)道路工事に伴う道路標識の設置基準等」による。</p> <p>また工事箇所予告標示板及びセフティコーン等には、必ず社名を明記し、管理を明確にしなければならない。なお、工事完了後は、速やかに撤収しなければならない。</p> <p>② 一般交通の用に供していない道路の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、必要に応じて工事区間内に歩行者及び車両の進入を防止するためのバリケードを設置しなければならない。</p> <p>また交通に対する危険の程度に応じ、ランプ、標柱などを併用するものとする。</p> <p>③ 工事で使用する工事標示板、お願い標示板等については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、対象となる工事については、下記例のように工事標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPRを掲示し、お願い標示板には工事名サブキャッチを掲示するものとする。また、樹工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。</p> <p>なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については工事監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。</p> <p>また、市民向け工事説明資料等にもサブキャッチを記載すること。</p> <p>④ お願い標示板の、下水道工事のためご迷惑をおかけしますは、反射材料を用いるものとする。ただし、夜間において遠方から照明装置を施した場合はこの限りではない。</p> <div data-bbox="341 1197 1380 1701"> </div>	<p>2-2-1 工事現場管理</p> <p>1) 請負人は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。</p> <p>① 一般交通の用に供している道路工事の場合は、札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」に従うとともに、札幌市土木工事共通仕様書「Ⅲ付表(参考資料)道路工事に伴う道路標識の設置基準等」による。</p> <p>また工事箇所予告標示板及びセフティコーン等には、必ず社名を明記し、管理を明確にしなければならない。なお、工事完了後は、速やかに撤収しなければならない。</p> <p>② 一般交通の用に供していない道路の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、必要に応じて工事区間内に歩行者及び車両の進入を防止するためのバリケードを設置しなければならない。</p> <p>また交通に対する危険の程度に応じ、ランプ、標柱などを併用するものとする。</p> <p>③ 工事で使用する工事名標示板については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、工事名標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPR、サブキャッチを掲示するものとする。なお、工事名標示板の仕様は、札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。また、樹工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。</p> <p>なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については工事監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。</p> <p>また、市民向け工事説明資料等にもサブキャッチを記載すること。</p>	